

KSK じんかれんニュース

NO. 4 3 2 0 1 9 年 6 月 号

発行人/ 神奈川県障害者定期刊行物協会

〒222-0035 神奈川県横浜市港北区烏山町 1752 番地

障害者スポーツ文化センター横浜ホール3階
横浜市車椅子の会内

編集人/ NPO 法人じんかれん

(神奈川県精神保健福祉家族会連合会)

〒233-0006 横浜市港南区芹が谷 2-5-2

神奈川県精神保健福祉センター内

TEL 045-821-8796 FAX 045-821-8469

e-mail: jinkaren@forest.ocn.ne.jp

URL: jinkaren.net

◆ 2019年度を迎えるにあたって

NPO法人じんかれん 理事長 堤 年春

日頃より、じんかれんの運営、活動に対しご理解ご支援をいただき誠にありがとうございます。

この5月1日、新元号「令和」がスタートしました。「令和」とは「人々が美しく心を寄せあう中で文化が生まれ育つ」という意味だそうです。私たちは、心を寄せ合い、新たな気持ちで、他障害に比べ大きく遅れをとっている障害者間格差是正に取り組まねばなりません。

さて、我が国は、国連での「障害者権利条約」批准に伴う国内法整備の一環として、平成28年4月「障害者差別解消法」と「改正障害者雇用促進法」が施行されました。「障害者差別解消法」は、施行から3年経ちましたが、精神障がい者と家族に対する様々な偏見や差別は根強く残ったままで、理解が進んだとは言えません。

法の周知が十分ではなく、趣旨も社会に浸透していないように思います。内閣府が昨年公表した「世論調査」によりますと、障が

いを理由とした偏見や差別があると思う人は83.9%に上り、この法律を「知らない」と答えた人は77.2%で、その後、調査は行われていませんので詳しいことは分かりませんが改善は図られていないように思います。

法律は、国や地方公共団体に対して差別解消を推進するための普及・啓発を求めています。行政と私たち家族会が一体となり、家族住民交流事業「県民の集い」や単会での講演会及び県社会参加推進センター主催の講演会・研修会等で多くの人に情報を届けるなど、社会へ向けた周知・啓発活動を行い精神障がい者に対する偏見・差別の解消及び合理的配慮への理解を促進させていく必要があります。



平成 28 年 10 月、神奈川県は「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。この中に「障がい者の社会への参加を妨げる あらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します」と謳われていますが、昨年 12 月の県民ニーズ調査では知らなかったが 81%と浸透には程遠い数字です。実感が伴うよう本質的なところが改善されないかぎり認知度は上がらないように思います。精神障がい者の社会への参加を妨げているバス運賃割引に関しましては、平成 28 年度の県議会代表質問において、横浜市及び川崎市などでは福祉施策の一環としてバス事業者に対し、負担相当額分の助成を実施していることを念頭に「県費による事業者への助成を含めて、福祉施策の一環として実現させるべきだ」と質していただきました。平成 29 年度の県議会代表質問でも「県内のバス事業者の多くは、未だに精神障がい者の運賃割引を実施していない。身体障がい者及び知的障がい者と対応が違うのは問題だ。速やかな実現を」と質していただきました。それに対して黒岩知事は「自らバス協会に赴く」と答弁されておりますが進展には至っておりません。本年 2 月 18 日の県議会代表質問に対して、黒岩知事は「精神障がい者を対象にしたバス運賃の割引について、2019 年度からの「かながわ障がい者計画」に「割引の導入拡大を図る」と明記した上で、事業者に対するさらなる働き掛けを行う」ことを明らかにされました。実現に向けて引き続きの働きかけが必要です。

みんなねっとが全国展開している J R 等交通運賃割引運動は、平成 26 年 5 月に 62 万 3922 筆の署名を集めて 182 名の国会議員に請願書を提出しました。平成 29 年・30 年には全国の都道府県連合会から地元選出の衆議

院・参議院議員を通して衆議員・参議院議長に団体請願書を提出しました。しかしながら、残念なことに審議未了となり不採択に終わっています。本年も、都道府県連合会から地元国会議員を通して団体請願書を提出することになっております。

この国会請願書提出は、全家連当時も平成 11 年に 104 万筆、平成 13 年には 54 万筆が衆・参議長に提出されています。また、精神関連団体からも何年も続けて提出されています。知的障がい者は全国 200 万筆の署名運動を展開し、253 万 3282 筆を集め実現に至ったそうです。私たちはここで諦めるわけにはいきません。みんなで一緒に喜び合うその日のために共に手を携えていきましょう。

「改正障害者雇用促進法」については、雇用の分野における障がい者への差別の禁止及び障がい者が職場で働く際の支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めたもので、平成 30 年 4 月からの「精神障がい者雇用義務化」に伴い、法定雇用率の算定基礎に精神障害者も加えられました。精神障がい者も身体障がい者より 42 年、知的障害者より 21 年遅れで、唯一、三障害同一となりました。喜ばしいことだと思います。同時に、法定雇用率も民間企業では 2.0%から 2.2%に、国・地方公共団体等では 2.3%から 2.5%にそれぞれ引き上げられました。今後も引き上げの方向で見直しが予定されています。

精神障がい者の就労は「厚労省平成 28 年障害者雇用状況調査結果」によると、全国の労働力人口（18 歳～64 歳の障害者の数）に占める就業者数は 4.2 万人（労働力人口の 2.0%）と身体障がい者 33 万人（労働力人口の 29.7%）・知的障がい者 11 万人（労働力人口の 26.8%）と比較して大変に少なく精神障

がい者の就労が進んでいません。また、就労しても定着できていません。服薬せざるを得ないため就労しても体調に波があるなどその障害特性で長続きしないこと、企業の受け入れ体制（民間の合理的配慮は努力義務）が整備されていないことなどが要因に上げられます。

改善策としては、①メンター（指導者、助言者）制度を導入してマンツーマンできめ細かな支援をする。実現にはメンター制度導入助成金の新設を求めていく必要があります。②体調に合わせて勤務時間を調整できるようにする。契約の基本は 20 時間/週とするが、体調が悪い時は 10 時間に、良い時は 30 時間にする）の法制化を求めていく必要があります。

「障害者差別解消法」は法制定 3 年後に見直される可能性がありますので、努力義務となっている企業の合理的配慮の提供の義務化及び差別とは何かという定義が不十分となっており法律の中に差別の定義を具体的に書いてもらう必要があります。

神奈川県においては雇用の取組みとして、知的障がい者及び精神障がい者を県の非常勤職員として雇用し、庁内事務の補助等を行う「チャレンジ・オフィス」の設置が検討されており早期実現を要望していく必要があります。

精神保健福祉法改正では、保護者制度はなくなりましたが、医療保護入院における「保護者の同意」が「家族等の同意」へと同意者の範囲が拡大して存続しております。平成 29 年度の見直しでは、「家族等の同意」の廃止には至りませんでした。家族が意思表示できない場合には、市町村長の同意が可能となりました。今後も一般医療同様「家族等の同意」

の廃止を求め、行政や医療機関から独立した「第三者人権擁護機関」の設置を国に要望していく必要があります。

精神には様々な差別が多すぎます。

精神科特例、障害年金の級落ちで生活困窮に陥る、就労したら障害年金がカットされるケース、障害年金診断書文書料金が高額、精神障害者保健福祉手帳 2 年ごと更新の診断書料金、精神通院用・自立支援医療診断書が毎年更新による費用負担の問題等についても声を上げて改善していく必要があります。

永年の重点課題であります「重度障害者医療費助成」については対象拡大に漕ぎつけるには県議会への拘束力のある請願書提出に取り組む時期にきているように思います。それも、他団体と連携を取った行動をとらないと効果が出ないように思います。奈良県、東京都、茨城県は当事者団体と連携をとり、2 年 6 ヶ月～3 年がかりの準備期間を持つての活動で実現に至っています。

啓発活動として本年は第 46 回「県民の集い」精神障がい者家族住民交流事業を 11 月 13 日（水）平塚市で開催いたします。講師は児童精神科医・夏苺郁子氏にお願いしています。

多くの課題を抱える中、声を上げることによって精神保健福祉を取り巻く環境は少しずつではありますが良い方向に変化しつつあります。これも、会員皆様方の日ごろのご支援・ご協力あってこそであり、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。



◆NPO 法人じんかれん 2019 年度定期総会報告

2019 年度じんかれん定期総会が、かながわ県民センターにおいて開催されました。

日時： 2019 年 5 月 21 日 (月) 13 時 05 分～14 時 40 分

《来賓ご挨拶》.

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

福祉子どもみらい局参事 兼 障害福祉課長 水町 友治氏

神奈川県精神保健福祉センター所長 山田 正夫氏



《議案審議》

正会員出席者 31 名、委任状提出者 28 名、計 59 名となり正会員 78 名の過半数を占めたので総会は成立しました。

《第 1 号議案～第 6 号議案》平成 30 年度事業報告、平成 30 年度収支報告、監査報告、役員選任、2019 年度事業計画(案)、収支予算(案)の 6 議案の採決結果は満場一致でした。従って 1～6 号議案は規定の出席者の過半数の賛成を得たので承認されました。

※第 4 号議案 役員の選任について

理事長は理事の互選により堤 年春氏が再任され、

副理事長に谷田川 靖子氏、小松 守也氏、三富 清弘氏が選任されました。

退任:白谷 弘氏(フレッシュ厚木)、市川 俊幸氏(大和さくら会)、大貫 恵美子氏(2πr)

久保 信之氏(みどり会)、関根 清氏(松の実家族会) 高原 文子氏(監事 青い麦の会)

新任:大塚 哲夫氏(フレッシュ厚木) 久保田 安子氏(大和さくら会) 柑子木 宣博氏(2πr)

興石 徳三氏(松の実家族会) 福所 登美子氏(みどり会)

桧垣 孝博氏(あやめ会)⇒理事を退任し、監事に就任

《研修会》 『成年後見制度について』 14 時 45 分～16 時 30 分

講師 二見 吉明氏 (NPO 法人じんかれん理事 司法書士 行政書士)

二見吉明司法書士事務所代表)

《講演要旨》

1. 成年後見制度とは何だろう

「精神上的の障害により判断能力がない方や不十分な方(認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など)を支える人を守る制度です。法定後見(法律で内容を定める)と任意後見(公正証書契約で内容を比較的自由に定めるもの)があります。平成 30 年の全国の利用状況は 36,549 件、誰が申し立てたかは、本人の子が 8,999 件で 24.9%、2 位が市長申立(身寄りが全くないケース) 7,705 件の 21.3%となっております。

主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで身上監護となっています。制度に対する期待としては、本人の権利侵害の予防、被害回復として

- (ア) 身上に関するものとして 病院や施設での虐待防止、退院請求
- (イ) 財産的なものとして 通常の経済取引、身上監護契約、行政手続き等、預貯金、保険施設への入・退所手続き、医療契約・・・

権利侵害を受けた場合の対処: 消費者被害、押し売り(訪問販売)、宝石類の押し買い等
後見人もクーリング・オフ等の救済制度を使えます。

特に高齢者に対して、原野商法、利殖商法、送り付け商法、振り込め詐欺、訪問購入、点検商法
通信販売等、さまざまな悪徳商法に気をつける必要があります。

スパムメール(一方的に送られてくる迷惑メール)は無視して下さい。特に身に覚えがない架空
請求などは不用意にクリックしたり、返信したり、CALL BACK は絶対しないでください。

2. 後見制度を利用する場合

診断書、財産目録等の書類、お困りの事情をまとめる。

3. 後見活動の概観

初期: ◆本人、関係者と面談 ◆財産の引き継ぎ ◆郵便物の転送 ◆各種届出 ◆資産調査

中期: ◆身上監護(医療、介護、生活に関する契約・手配) ◆財産管理 ※年 1 回定期報告要

終期: ◆死後事務 ◆終了の登記申請⇒家裁に提出 ◆戸籍謄本(死亡診断書写し)⇒家裁に提出
◆計算終了 ◆相続人に対し財産引き渡し 受領書面⇒家裁に提出

4. 成年後見人等の報酬

1 年に一回、後払い、定期報告の審査の完了後に裁判所が報酬額を定める。通常の後見事務
を行った場合月額 2 万円ですが、家庭裁判所は、後見人の資力その他の事情によって、被後見
人の中から相当な報酬を後見人に与えることができるものとされています。

5. 心配ごと(不正事案)

不正事案の 9 割は親族後見人等のケース(件数、被害額共)。但し専門職の不正もある。
裁判所は各団体に対し、独自に報告の強化、通帳の原本確認等不正防止策を求めている。

参加者からの質問に答えて(事前質問を含む)

Q.後見制度はどんなときに利用したらよいか

A. 精神上的の障害により判断能力がない方や不十分な方(認知症の
高齢者、知的障害者、精神障害者など)を法的に守り支える制度です。



Q.後見人はどのような役割があるのですか

A. 後見制度に於いて本人を支援する立場の人です。

Q.実際に成年後見制度を利用したいと思った時には、どこに相談にいけば良いのですか

A. 手続案内であれば家庭裁判所でご相談下さい。予約が必要かもしれません。法律相談であれば、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会「ばあとなあ」の相談窓口をご利用下さい。法テラス神奈川の民事法律扶助を利用することもご検討下さい。市区町村の無料法律相談もあります。

Q.後見人の選定で注意すべきことは何ですか

A. 本人の精神上障害の程度、保有する財産・収入、お困りの事情により、本人支援に適した資質を有しそうな方を探して下さい。紛争がある場合は「関係性」も注視する必要があります。

Q.後見人の報酬が払えなくなった場合、どうなりますか

A. 市町村の報酬助成制度を利用する（横須賀市の場合）か、

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3045/g_info/l100050224.html

リーガルサポートの公益信託成年後見助成基金を利用する。

<https://www.legal-support.or.jp/act/foundation> 専門職に限り、最長向こう 5 年間、1 月当たり 1 万円が支給されます。弁護士、社会福祉士も利用可能です。

Q.一度選定した後見人を交代できますか

A. 好悪の感情に基づくのでは困難。裁判所が認める正当な理由が必要です。

Q.精神障がい者の後見人になるとき、特に気をつけることはありますか

A. 専門職としては在宅か施設入所か。在宅の場合に本人にどの程度の範囲で（自由な）活動を認めるかでしょうか。

Q.親族後見人の難しさは何か

A. 客観的な視点から本人を見ること。他人性をもつこと。（第三者的に冷静に判断）

Q.成年後見人の成り手はいますか。

A. 報酬の問題もあり、成り手は少ないが、なくなることは、ないと思う。

Q. 成年後見人は社会福祉士がふさわしいと思いますが。

A.成年後見人を選ぶ際に身上監護に重きを置く必要があれば、医療や福祉の事情に詳しい社会福祉士は適任の専門職種だと思います。成年後見人の選任は最終的には裁判所が行いますが、申立人（申請者）から特定の候補者を提示することは許されており、専門職であれば、高い確率で当該候補者が後見人に選任されるのが実情です。ただ、需給バランスや申立人と候補者の相性の問題もありますので、予め候補者となってくれそうな社会福祉士を探し面談相談を経ておれば、安心につながると思います。具体的には、公益社団法人神奈川県社会福祉士会のホームページにアクセス <http://www.kacsw.or.jp/publics/index/34/> し、「成年後見ばあとなあ神奈川」→「後見人等候補者をお探しの方へ」と進んで下さい。相談の予約ができます。候補者推薦依頼の申込みネット上でもできるようですが、社会福祉士会の役員さんに聞くと、これは行政機関が利用することが多く、一般には先ずは相談から入るのが穏当とのこと。



◆ オープンダイアログが教えてくれるとっても大切なこと

第 59 回コンゴ亭月例会 5 月 18 日 講演会 於：永田町 星稜会館

地域精神保健福祉機構・コンゴ主催により、当事者研究、ひきこもりの支援、アウトリーチを牽引してきた向谷生良氏、斎藤環氏、伊藤順一郎氏の 3 人が、対話文化と日本の精神医療がどのように切り結んでいくのかについて、じっくり話し合いがなされました。精神医学における著名な 3 氏が一堂に会した講演会ということで、400 人定員の予約制の会場は満席の為、予約なしでは当日入場できないほどの盛況でした。

斎藤 環氏：精神科医 批評家 筑波大学教授 オープンダイアログ・ネットワーク・ジャパン共同代表 「ひきこもり」研究の第一人者。

向谷地 生良氏：北海道医療大学教授 元浦河赤十字病院ソーシャルワーカー 社会福祉法人浦河べてるの家理事 オープンダイアログ・ネットワーク・ジャパン運営委員
当事者研究を創案しメンバーの自助、スタッフに取り入れる。

伊藤 順一郎氏：精神科医 認定 NPO 法人コンゴ代表理事 メンタルヘルス診療所しっぽふぁーれ院長
コンゴ亭亭主 精神科アウトリーチ医療のパイオニア。

《講演要旨》

近年、オープンダイアログ、あるいは当事者研究という対話文化に注目が集まっています。

「オープンダイアログ」という新しい精神医療が日本でも実践され始めています。フィンランドで 30 年ほど前に生まれた「オープンダイアログ」で使われるツールは「対話」です。いずれも、その場における人と人のつながりを大切に、聴く・話すプロセスを繰り返しながら、双方向の対話が繰り返されます。そこでは、参加者のすべてが尊重され、多様なものの見方が大切にされます。そして、人々の可能性が信じられ、いろいろな選択肢が提案されます。このような対話文化が提供する姿勢は、専門家の知識に導かれるようにして病の治療のための会話を繰り返す、あるいは一方的な指示や押しつけも辞さない、日本の伝統的な精神医療のありかたと対極にあ

るように思われます。こうした日本で、今までとは全く異なる治療観をもつ精神医療が生まれる可能性があるのでしょうか？

前半は、三者がそれぞれの立場から、実践を通して得た可能性について講演をされました。後半は 会場からの質問を中心に三者の座談がなされました。スペースの都合上、後半部分を抜粋して掲載いたします。

- ◆「議論、説得、説明」は対話のさまたげにしかない。
- ◆ 結論を求めない。 ◆対話はユーモアや、明るさが必要。◆ 話上手、話下手は関係ない。
- ◆沈黙はタブーではない。◆ 対話の目的は「変えること」「治すこと」「(何かを) 決定すること」ではありません。対話を続け、広げ、深めることを目指しましょう。居場所、安心感に繋がります。

オープンダイアログには七つの原則があります

- ①即時対応⇒必要に応じてただちに対応する。
- ②社会的ネットワークの視点を持つ⇒クライアント、家族、つながりのある人々を皆、治療ミーティングに招く。
- ③柔軟性と機動性⇒その時々ニーズに合わせて、どこでも、

- 何にでも、柔軟に対応する。
- ④責任を持つこと。⇒治療チームは必要な支援全体に責任を持って関わる。
- ⑤心理的連続性⇒クライアントを良く知っている同じ治療チームが、

最初からずっと続けて対応する。⑥不確実性に耐える⇒答えのない不確かな状況に耐え

対話実践の 1 2 の基本要素

- ①本人のことは本人のいないところでは決めない。
- ②答えのない不確かな状況に耐える。
- ③治療ミーティングを継続的に担当する 2 人（あるいはそれ以上）のスタッフを選ぶ。
- ④クライアント、家族、つながりのある人々を、最初から治療ミーティングに招く。
- ⑤治療ミーティングを「開かれた質問」からはじめる。
- ⑥クライアントの語りのすべてに耳を傾け、応答する。
- ⑦対話の場で今まさに起きていることに焦点をあてる。
- ⑧さまざまな物の見かたを尊重し、多様な視点を引き出す。
- ⑨対話の場で

リフレクティングとは

リフレクティングとは、スタッフ同士が参加者の目の前で、話を聞いている際に心に浮かんだ考え、印象、感情、関連性について語ったり、

る。⑦対話主義⇒対話を続けることを目的とし、多様な声に耳を傾け続ける。

は、お互いの人間関係をめぐる反応や気持ちを大切に扱う。⑩一見問題に見える言動であっても、“病氣”のせいせず、困難な状況への“自然な”“意味のある”反応であるととらえて、応対する。⑪病状を報告してもらうのではなく、クライアントの言葉や物語に耳を傾ける。⑫治療ミーティングでは、スタッフ同士が、参加者たちの語りを聞いて心が動かされたこと、浮かんできたイメージ、アイディアなどを、参加者の前で話し合う時間を取る。

今後の治療計画について相談することです。いまやオープンダイアログの根幹をなす手法の一つになっています。（まとめ：三富）



◆ じんかれん研修会のお知らせ

日 時 8 月 6 日 (火) 10 : 00 ~ 12 : 00
 場 所 かながわ県民センター 305 会議室
 テーマ 「障害者権利条約の精神と
 障害者差別解消法の理解」
 講 師 内嶋 順一 弁護士

◆ 湘南あゆみ会映画上映のお知らせ

映画「むかし Matto の町があった」 1 巻・2 巻
 日 時 7 月 4 日 (木) 13 : 00 ~ 16 : 30
 (開場 12:50)
 場 所 平塚美術館ミュージアムホール
 (平塚駅北口 4 番乗場より神奈中バス
 乗車「美術館入口」下車徒歩 1 分)
 入場無料 定員 150 名

じんかれん家族相談のご案内

- ◆ 研修を積んだ家族相談員による電話相談
 毎週水曜日 10 時 ~ 16 時
 ☎ 045-821-8796
 ※困っていること、悩んでいることなどお話し下さい。
- ◆ 精神保健福祉の専門家による面接相談
 毎月第 3 水曜日 13 時 ~ 16 時 (要予約)
 相談場所：伊勢原 KIVA こだま
 (伊勢原市伊勢原 3-27-11)
 予約電話：火・木曜日 10 時 ~ 16 時
 ☎ 045-821-8796
 ※相談料無料・相談内容は秘密厳守します。



赤い羽根 かながわ

2019 年度じんかれんニュースは神奈川県共同募金会の助成を受けて編集、発行しています。この機関誌を通じて精神障害の保健福祉の向上に努めて参ります。募金にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。